

○市民税所得割額の確認方法

下記に市民税所得割額の確認方法について記載しています。

お手持ちの「1 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」又は「2 市民税・県民税・森林環境税納税通知書」によりご確認ください。

なお、上記書類をお持ちでない方は、「3 市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（一般用）」を証明書発行窓口（[こちら](#)）で発行の上、ご確認ください。

※証明書の発行には手数料がかかります。

※お電話でのお問合せには応じられないのでご了承ください。

1 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）・ ・ ・ 主に給与所得者の方の例

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の												通知書（納税義務者用）											
所得	給与収入			主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利配子当与	給雑	譲渡・時	課税	総所得③											
	給 与 所 得 (所得金額調整控除後)											山 林 所 得											
	その他の所得計											分離短期譲渡											
						総所得金額①										分離長期譲渡							

税額控除前所得割額④－※税額控除額⑤（例えば 2,000 円）
＝減免決定の基となる市町村民税の所得割額

※税額控除額⑤には調整控除額以外に、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）や寄付金税額控除等の税額控除が含まれています。
減免決定において、税額控除前所得割額④から差引くものは、調整控除額のみです。

（注）市民税が政令指定都市で課税されている場合は、上記の式で算出した額に 8 分の 6 を乗じて得た額が減免決定の基となる市町村民税の所得割額の目安となります。

税 額	市 民 税	税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
	県 民 税	均等割額⑦		
		税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
		均等割額⑦		
	森 林 環 境 税	森林環境税額⑧		
		特別徴収税額⑨		
		控除不足額⑩		
		既充当・既委託納付額⑪		
		既 納 付 額⑫		
	差引納付額⑨-⑫-⑩、⑪			

2 市民税・県民税・森林環境税納税通知書・
・主に事業をされている方の例（申告をして納税通知書により税金を納めている方）

   																					
		広島市長																			
		通知書番号																			
		賦課決定理由																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 税 額</th> <th>①</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与からの特別徴収税額 ②</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年金からの特別徴収税額 ③</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>普通徴収税額 ④-⑤-⑥=⑦</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>充 当 額 ⑧</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>充 当 後 納 付 額 ⑦-⑧=⑨</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>		年 税 額	①	円	給与からの特別徴収税額 ②		円	年金からの特別徴収税額 ③		円	普通徴収税額 ④-⑤-⑥=⑦		円	充 当 額 ⑧		円	充 当 後 納 付 額 ⑦-⑧=⑨		円
		年 税 額	①	円																	
		給与からの特別徴収税額 ②		円																	
年金からの特別徴収税額 ③		円																			
普通徴収税額 ④-⑤-⑥=⑦		円																			
充 当 額 ⑧		円																			
充 当 後 納 付 額 ⑦-⑧=⑨		円																			
◎ 問合せ先については、裏面を御覧ください。																					

算出所得割額①－調整控除額－調整税額
＝減免決定の基となる市町村民税の所得割額です。

(注) 市民税が政令指定都市で課税されている場合は、上記の式で算出した額に8分の6を乗じて得た額が減免決定の基となる市町村民税の所得割額の目安となります。

所得金額		所得控除額		課税標準額及び計算所得割額			
		雑損控除		算出区分	課税標準額	市民税	県民税
		医療費控除		課税総所得金額	千円	円	円
		社会保険料控除		課税短期譲渡所得金額	千円	円	円
		小規模企業共済等掛金控除		課税長期譲渡所得金額	千円	円	円
		生命保険料控除		株式等に係る課税譲渡所得及び分離課税所得等の金額	千円	円	円
		地震保険料控除		先物取引に係る課税譲渡所得等の金額	千円	円	円
		障害者控除		課税山林・退職所得金額	千円	円	円
		寡婦(夫)控除		算出所得割額①			円
		勤労学生控除		税額控除額		市民税	県民税
		配偶者控除		調整控除額			
		配偶者特別控除		寄附金税額控除額	円	円	円
		扶養控除		住宅借入金等特別税額控除額	円	円	円
		基礎控除		配当・外国税額控除額	円	円	円
		所得控除額合計		調整税額	円		
		人的控除内訳		配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額	円	円	円
		控配 本人該当区分		税額控除額合計②			
		一般 老人 寡婦 障害 寡夫 特障 同障		税額の算出		市民税	県民税
		繰越控除額		差引所得割額 ①-②=③ (円未満は切り上げ)	円	円	円
		扶養親族該当区分		均等割額④			円
		特定 老人 同老 同居 未満 その他 特障 同障		年税額 ③+④=⑤			

課税標準額及び算出所得割額				
円	算出区分	課税標準額	市民税	県民税
円	課税総所得金額	千円	円	円
円	課税短期譲渡所得金額	千円	円	円
円	課税長期譲渡所得金額	千円	円	円
円	株式等に係る課税譲渡所得及び分離配当所得等の金額	千円	円	円
円	先物取引に係る課税雑所得等の金額	千円	円	円
円	課税山林・退職所得金額	千円	円	円
円	算出所得割額①		円	円
円	税額控除額		市民税	県民税
円	調整控除額		円	円
円	寄附金税額控除額		円	円
円	住宅借入金等特別税額控除額		円	円
円	配当・外国税額控除額		円	円
円	調整税額		円	円
円	配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額		円	円
分	税額控除額合計②		円	円
通労働者	税額の算出		市民税	県民税
学生	差引所得割額①-②=③ (円未満端数切捨て)		円	円
	均等割額④		円	円
普通	年税額③+④=⑤			円
障害				

3 市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（一般用）

○ 年度	所得金額	市民税 所得割額		149,600 円	市民税 均等割額		3,500 円	年税額	
	3,560,000 円	県民税 所得割額		37,400 円	県民税 均等割額		2,000 円		192,500 円
△ 年中の所得金額の内訳		所得控除及び税額控除の内訳							
給与所得	3,560,000 円	社会保険料控除		480,000 円	本人 該 当 事 項	基礎控除		430,000 円	
		生命保険料控除		35,000 円					
		地震保険料控除		10,000 円					
		配偶者控除		330,000 円					
		その他扶養控除 1人		330,000 円					
					税額控除	市調整控除額		6,000 円	
						県調整税額		1,500 円	
給与収入	5,000,000 円	扶 養 障 害 者	(特 別) (その他)						
備 考									

指定都市以外の標準税率による市民税額 所得割額
＝減免決定の基となる市町村民税の所得割額

(注) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）や寄付金税

指定都市以外の標準税率による市民税額 所得割額	112,200 円
-------------------------	-----------

本書のとおり相違ないことを証明します。

給与所得がある場合は、所得金額調整控除後の金額を表示しています。

発行番号 00000001-1

指定都市以外の標準税率による市民税額 所得割額
＝減免決定の基となる市町村民税の所得割額

（注）住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）や寄付金税額控除等の税額控除の記載がある場合、指定都市以外の標準税率による市民税額 所得割額に、税額控除額を加えて算出した額が減免決定の基となる市町村民税の所得割額の目安となります。